

平成 27 年 7 月 8 日

◎依光委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(13 時 3 分開会)

御報告いたします。吉良委員から、所用のため少しおくれる旨の連絡がっております。

また、加藤副委員長から、南海トラフ地震対策課に要請のありました「高知県強靱化計画に係る有識者の意見聴取」に関する資料が、執行部から提出されましたので、お手元にお配りしております。

本日の委員会は「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 2 号議案、第 10 号議案から第 12 号議案、第 16 号議案、第 18 号議案、報第 1 号議案から報第 3 号議案、以上 10 件については、全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。第 1 号議案「平成 27 年度高知県一般会計補正予算」のうち、地域防災力向上事業費について、執行部から、木造住宅密集市街地において、地震による火災発生時に避難が困難となる可能性がある地区を地震火災対策重点推進地区に位置づけ、この地震火災対策重点推進地区の住民がとるべき行動などを取りまとめたリーフレットの作成費用と、地震火災対策に先行して取り組んでいる四万十市中村地区の全世帯への簡易型感震ブレーカーの配布に要する経費の一部を補助するものである、との説明がありました。

委員から、今回は地震火災対策重点推進地区を対象にしているが、いずれは全地域において地震火災対策を進めないといけないと考えるがどうか、との質疑がありました。

執行部からは、地震火災対策重点推進地区は、逃げおけると火災で命を落とす可能性がある地域として、集中的な対策を考えている。その他の地域については、まずは、出火防止や初期消火の啓発、周知にしっかり取り組みたい、との答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。第 16 号議案「保健衛生総合庁舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案」について、執行部から、老朽化している保健衛生総合庁舎について、災害時に早期に機能が復旧できるよう耐震性・安全性を確保するため現庁舎敷地

内において改築するものである、との説明がありました。

委員から、現在入居している各種団体の建設工事中の仮移転先は県が責任を持って確保するのか、との質疑がありました。

執行部からは、所管する部署において責任を持って対応することになっている、との答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。第1号議案「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、認知症カフェ普及推進事業費補助金について、執行部から、あったかふれあいセンターと認知症の人と家族の会が連携した、認知症カフェ設置のモデル事業に取り組み、御家族の負担軽減につながるよう普及・定着を図っていく、との説明がありました。

委員から、具体的な事業の実施方法についてはどうか、との質疑がありました。

執行部からは、これまで認知症の人と家族の会は、地域において認知症患者の介護者の集いを開催してきており、そのノウハウなどを活用して、あったかふれあいセンターでの認知症カフェの設置を推進したい、との答弁がありました。

さらに委員から、あったかふれあいセンターの中で事故が起きることを心配している。職員研修を充実し、県民ニーズに応えられる体制としてほしい、との質疑がありました。

執行部からは、リハビリテーションの視点を取り入れた新たな取り組みについては、理学療法士会などとも相談しながら、留意して実施していきたい、との答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。病院事業にかかわる3件の専決処分報告について、執行部から、あき総合病院及び幡多けんみん病院において発生した医療事故に係る損害賠償の額の決定に関する専決処分報告と、その損害賠償金の補正予算の専決処分であり、二度とこのような事故が起こらないよう再発防止を徹底する、との説明がありました。

複数の委員から、遺族への説明責任を果たすとともに、しっかり検証し、医療事故の再発防止に努めるよう要請する、などといった意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

地域福祉部についてであります。執行部から、香南市で発生した児童虐待死亡事例に係る検証委員会から、6月30日に県及び高知市に「児童虐待死亡事例検証報告書」が提出された、との報告がありました。

報告書では、県と関係機関との情報共有の大切さやアセスメントの際の留意点、高知市との連携のあり方、高知市子ども家庭支援センターの人員体制の脆弱さ、要保護児童対策地域協議会の運営上の課題などが提言された。

県としては、専門職員を中心とした市町村への支援や、地域の支援機関などとも連携した子供を見守る仕組みづくりなどに取り組みたい、との説明がありました。

委員から、民生児童委員に情報が伝わらず、地域の見守り体制が十分機能しなかった今回のケースをどう考えるか、との質問がありました。

執行部からは、今回のケースを踏まえて、地域の見守り体制の重要性を痛感した。今後は、市町村の要保護児童対策地域協議会の活動の充実・強化に向けた支援とあわせて、行政と地域が連携した見守り体制づくりなども進めていきたい、との答弁がありました。

別の委員から、電子メールで虐待の通報を受け付ける体制は考えられないか、との質問がありました。

執行部からは、ことしの4月から、休日夜間の電話による相談体制を強化している。また、他県の先行事例などについても研究していきたい、との答弁がありました。

さらに、別の委員から、周産期から、特に第2子、第3子を出産する親に対して、児童虐待防止に向けた取り組みを行うことが非常に重要である、との意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎**依光委員長** それでは御意見をどうぞ。小休にいたします。

( 小 休 )

◎ 6ページの上から2段落目、複数の委員から遺族への説明責任というところですが、ここは最後に、委員長としてまとめて申し入れたわけですから、例えば、「などといった意見があったので、委員会として申し入れた」とか。「いうふうに要請をした」として、委員から個別に言ったということじゃなくて、委員会として言ったとしたほうがいいんじゃないかと思います。

◎ わかりました。委員会として、医療事故の再発防止に努めるよう要請する、と文面を入れるようにします。

◎ 文言は任せます。そういう趣旨を入れてもらったほうがいいんじゃないか。

◎**依光委員長** 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**依光委員長** 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることについて御異議ありませんか。

(異議なし)

◎**依光委員長** 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、日程はすべて終了いたしました。閉会の前に委員の皆さんに2点ほどお諮りしたいことがあります。

まず1点目は、「出先機関等の調査事項の取りまとめについて」の委員会を、7月30日木曜日の午前10時より開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。7月30日に決定いたします。

なお、取りまとめ項目については、正副委員長一任とさせていただきます。

次に、委員会の県外調査の候補地について、委員会初日に資料配付と説明をいたしましたが、このことについて協議したいと思います。

御意見をどうぞ。小休にします。

( 小 休 )

( 協 議 )

◎依光委員長 正場に復します。

それでは、協議の結果、調査先については九州、日程については9月第1週もしくは第2週と決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、調査・宿泊先等に係る細部の調整につきましては、正副委員長に一任をお願いいたします。

以上をもって、日程は全部終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(13時20分散会)